## 電気通信大学遺失物取扱要項

平成16年 4月 1日 改正 平成19年12月10日 平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 電気通信大学(以下「本学」という。)の構内における遺失物の取扱いについては、法令又は特別の定めのある場合を除き、この要項の定めるところによる。

(遺失物の取扱事務)

第2条 構内における遺失物に関することは、学務部学生課において取扱う。

(遺失物の取扱責任者等)

- 第3条 遺失物の取扱いのため、取扱責任者及び取扱担当者を置く。
- 2 取扱責任者は、学務部学生課長をもってあて、遺失物に関する事務を統括し、取扱担当者を監督する。
- 3 取扱担当者は、学務部学生課学生係長をもってあて、遺失物の受領、保管等の事務を 行う。

(遺失物の処理)

- 第4条 遺失物を拾得した者(以下「拾得者」という。)から届け出を受けた取扱担当者は、別に定める拾得物取扱簿に必要事項を記載し、掲示等により当該物件に係る公示を行う。
- 2 遺失物が現金又は貴金属類である場合は、拾得者に対して別に定める拾得物預り書を 発行する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 拾得者が職員(契約等により本学の業務にあたっている者を含む。)である場合
  - (2) 前号以外の者で遺失物に関する権利等を放棄した場合
- 3 遺失物の公示期間は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 遺失物が現金又は貴金属類の場合は、届け出を受けた日から起算して5日間とする。
  - (2) 遺失物が前号以外のものである場合は、届け出を受けた日から起算して3か月間とする。

(遺失物の届出)

第5条 取扱担当者は、遺失した旨の届け出があったときは、届出者に対し別に定める遺 失物届出簿に必要事項を記載させるものとする。

(遺失物の返還)

- 第6条 取扱担当者は、遺失者から遺失物の返還を求められたときは、その者が正当な遺 失者であることを確認し、拾得物取扱簿の受領欄に所定の事項を記入させたうえで返還 する。
- 2 遺失物が現金又は貴金属類である場合、遺失物に関する権利を取得している拾得者に 対する報労金については、原則として遺失者と拾得者との話し合いによるものとする。

(警察署長への届出)

第7条 取扱責任者は、第4条第3項に規定する公示期間内に遺失者が確認できない遺失物のうち、現金及び貴金属類について届け出を受けた日から起算して7日以内に所轄の警察署長に対し、警察署の定める所定の様式を添付のうえ届け出るものとする。

(所有権の取得)

第8条 遺失物に関する所有権を取得した者は、拾得物預り書を所轄の警察署に持参し、 返還を受けることができる。

(職員が拾得した遺失物)

第9条 拾得者が職員であるときは、遺失物に関する権利は本学に帰属する。

(本学が所有権を取得した遺失物の取扱い)

第10条 取扱責任者は、本学が遺失物に関する所有権を取得した場合、当該遺失物を総務 部経理調達課に引き継ぐものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附即

この要項は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。